(2)　指定都市を包括する道府県が平成二八年度分及び平成二九年度分の道府県民税の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割を除き、標準税率に係る部分に限る。）に係る地方団体の徴収金の額（平成二九年度又は平成三〇年度に払い込まれる一定のものに限る。）を当該指定都市に交付する場合において、その交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額の算定方法を規定することとした。（改正令附則第二条関係）

(3)　指定都市の区域を包括する道府県が退職所得の分離課税に係る所得割（当該指定都市に係るものに限る。）に係る地方団体の徴収金を当該指定都市に交付する場合において、その交付時期を三月とするとともに、毎年度交付すべき額の算定方法を規定することとした。（附則第五条の二関係）

(二)　個人の道府県民税及び市町村民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の所得税等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした。（第七条の一九及び第四八条の九の二関係）

(三)　確定優良住宅地等予定地に係る予定期間の延長の特例について、その適用がある場合を特定非常災害による被害により開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合とするとともに、その延長期限の細目を定めることとした。（附則第一七条の二関係）

(四)　法人の道府県民税及び市町村民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした。（第九条の七及び第四八条の一三関係）

2　事業税

(一)　法人の事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の計算について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第二一条関係）

(二)　法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、道府県知事が指定する月数の変更手続を定める等の所要の措置を講ずることとした。（第二四条の四及び第二四条の四の三関係）

(三)　廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定により廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における当該廃炉等実施認定事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該廃炉等実施認定事業者が廃炉等積立金として積み立てる金銭として小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受けるべき金額に相当する収入金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

3　地方消費税

(一)　地方消費税に係る徴収取扱費の支払について、次のとおり見直すこととした。（第三五条の一七及び附則第六条の一一関係）

(1)　貨物割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額に一〇〇分の〇・六〇を乗じて得た金額を国に支払うこととした。

(2)　譲渡割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額に一〇〇分の〇・六〇を乗じて得た金額を国に支払うこととした。

(二)　地方消費税の清算について、人口で按分する小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（以下「総額の合算額」という。）の割合を三〇分の七（改正前一五分の三）とし、従業者数で按分する総額の合算額の割合を三〇分の三（改正前一五分の二）とすることとした。（第三五条の二〇関係）

4　不動産取得税

(一)　国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めることとした。（第三六条の八関係）

(二)　農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象となる施設に係る資金の要件から漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金を除外することとした。（附則第七条関係）

(三)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる新築貸家住宅の床面積の要件を二一〇平方メートル以下（改正前二四〇平方メートル以下）とし、戸数の要件を一〇戸以上（改正前五戸以上）とすることとした。（附則第七条関係）

(四)　不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び一定の適格特例投資家限定事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産及び不動産特定共同事業契約の細目を定めることとした。（附則第七条関係）

(五)　不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び一定の適格特例投資家限定事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の要件に耐震基準を満たしていることを加えることとした。（附則第七条関係）

(六)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる新築貸家住宅の床面積の要件を二一〇平方メートル以下（改正前二四〇平方メートル以下）とし、戸数の要件を一〇戸以上（改正前五戸以上）とすることとした。（附則第九条の二関係）

5　固定資産税及び都市計画税

(一)　国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（第五一条の九関係）

(二)　一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（第五二条の二関係）

(三)　震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（第五二条の一三の二関係）

(四)　震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目を定めることとした。（第五二条の一三の三及び第五六条の八四の二関係）

(五)　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止することとした。（附則第一一条関係）

(六)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(七)　平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）